

No.	監査対象	区分	項目	主な内容	報告書 ・改善の状況	措置等対応 状況の区分
1	固定資産税及び都市計画税	指摘事項	④減免の取扱について 減免処理上の不備について	・減免の決定は、柏市事務決裁規程のとおり処理すべきである。また、減免申請処理票については、必要事項の記載が全てあるかを確認した上で決定すべきである。	39 ・減免申請書類の記載内容の確認、必要により現況の調査、関係者からの聞き取りなどをへた上で、申請内容が法令の規定に適合する場合には所定の決裁をへて決定してまいります。	措置等を講じた
2	市税収納	指摘事項	①督促について	・督促状の発送期限は納期期限後20日以内なので抜取りの作業期間を短縮する等、法令に違反しないように発送すべきである。	74 地方税法の督促状発送期日に係る「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる」旨の規定を活用し、平成22年6月に、柏市税条例で発送期日を30日以内とする旨の改正を実施しました。	措置等を講じた
3	保育園費負担金	指摘事項	①減免取扱要領及び申請書の様式について	・現行の規則に整合した減免取扱要領及び申請書に改正すべきである。	88 減免取扱要領の指摘事項については、すでに修正済みです。また、第3条第2項に「保育料減免申請調査表」を作成することができる旨を定めました。	措置等を講じた
4	住宅使用料	指摘事項	①減免申請時の添付書類について	・減免取扱基準に定められている以上、住民票謄本を申請書に添付する必要がある。	102 「柏市営住宅家賃の減免及び徴収猶予」の取扱基準については、実情に合わせて住民票の添付が不要な申請については見直しをおこない添付不要としました。	措置等を講じた